



宮 崎 県 公 報

平成20年11月13日 (木曜日) 第 2033 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機 関 (育成医療及び更生医療) の指定…………… (障害福祉課) 1	頁
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機 関 (精神通院医療) の指定…………… (") 1	
○道路の区域の変更 (11件) …………… (道路保全課) 1	
○道路の供用の開始 (9 件) …………… (") 3	

○都市計画事業の変更の認可…………… (公園下水道課) 5	
公 告	
○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請… (経済観光課) 5	
○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し…………… (税務課) 5	
○大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商業支援課) 5	
○土地改良区の役員の退任の届出…………… (農村整備課) 6	
○入札公告…………… 6	
○落札者等の公告…………… 7	
正 誤	
○平成20年 7 月14日付け県公報 (第1998号) 中…………… 8	

告 示

宮崎県告示第 848号

障害者自立支援法 (平成17年法律第 123号) 第54条第 2 項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成20年11月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年月日
調剤薬局ノア	日南市	薬局	平成20年 11月 1 日
ハラダ調剤薬局 細島店	日向市	薬局	平成20年 11月 1 日
マリーズ薬局 風田	日南市	薬局	平成20年 11月 1 日

宮崎県告示第 849号

障害者自立支援法 (平成17年法律第 123号) 第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成20年11月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年月日
調剤薬局ノア	日南市	薬局	平成20年 11月 1 日
マリーズ薬局 風田	日南市	薬局	平成20年 11月 1 日

宮崎県告示第 850号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道

路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年11月13日から平成20年11月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 22号	都城市安久 町3223番 1 38地先から 同市同町32 89番 1 地先 まで	旧	12.2 ~ 92.5	291.0
				新	22.4 ~ 127.4	257.5

宮崎県告示第 851号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年11月13日から平成20年11月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 22号	都城市安久 町4285番72 地先から同 市同町4285 番72地先ま で	旧	10.5 ~ 30.3	54.3
				新	14.7 ~ 31.5	54.3

宮崎県告示第 852号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年11月13日から平成20年11月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 65号	児湯郡西米 良村大字竹 原字竹之尾 172番 4 地 先から同郡 同村同大字 字赤保後78 番 9 地先ま で	旧	5.0 ～ 48.0	776.0
				新	11.0 ～ 36.0	565.0

宮崎県告示第 853号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年11月13日から平成20年11月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
17	県道	南俣宮 崎線	宮崎市大字 糸原字仙山 257番 5 地 先から同市 同大字同字 281番地先 まで	旧	14.6 ～ 24.0	46.0
				新	12.6 ～ 20.8	46.0

宮崎県告示第 854号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年11月13日から平成20年11月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
31	県道	都城霧 島公園 線	都城市八幡 町62番 1 地 先から同市 同町 114番 地先まで	旧	17.2 ～ 20.3	40.2
				新	18.7 ～ 27.1	37.1

宮崎県告示第 855号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年11月13日から平成20年11月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
31	県道	都城霧 島公園 線	都城市高野 町2935番 1 地先から同 市同町2952 番 3 地先ま で	旧	10.0 ～ 14.5	235.8
				新	12.3 ～ 17.8	235.8

宮崎県告示第 856号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年11月13日から平成20年11月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
44	県道	宮崎高 鍋線	宮崎市池内 町立野下18 58番 1 地先 から同市同 町立野下18 55番 1 地先 まで	旧	9.2 ～ 10.5	67.0
				新	9.4 ～ 10.8	67.0

宮崎県告示第 857号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年11月13日から平成20年11月27日まで

宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
44	県道	宮崎高 鍋線	宮崎市池内 町金丸1667 番9地先か ら同市同町 立野下1827 番5地先ま で	旧	10.0 ～ 14.7	488.0
				新	12.3 ～ 20.6	488.0

宮崎県告示第 858号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年11月13日から平成20年11月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
352	県道	野首麓 線	宮崎市大字 糸原字前向 2573番地先 から同市同 大字字表馬 場3483番1 地先まで	旧	7.2 ～ 10.7	274.2
				新	9.1 ～ 18.6	268.5

宮崎県告示第 859号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年11月13日から平成20年11月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
363	県道	綾宮崎 自転車 道線	宮崎市大字 瓜生野字油 出3402番1 地先から同 市同大字同 字3421番2 地先まで	旧	14.5 ～ 52.5	170.0
				新	14.5 ～ 52.5	170.0
					5.7 ～ 23.0	232.0

宮崎県告示第 860号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年11月13日から平成20年11月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
404	県道	石阿弥 陀五日 市線	小林市大字 北西方字黒 仁田迫4216 番3地先か ら同市同大 字同字4216 番3地先ま で	旧	7.5 ～ 11.5	9.5
				新	8.8 ～ 12.8	9.5

宮崎県告示第 861号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年11月13日から平成20年11月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 22号	都城市安久 町3223番 1 38地先から 同市同町32 89番 1 地先 まで	平成20年11月13日

宮崎県告示第 862号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年11月13日から平成20年11月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2	都城市安久	平成20年11月13日

	22号	町4285番72 地先から同 市同町4285 番72地先ま で	
--	-----	---	--

宮崎県告示第 863号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年11月13日から平成20年11月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
31	県道	都城霧 島公園 線	都城市八幡 町62番 1 地 先から同市 同町 114番 地先まで	平成20年11月13日

宮崎県告示第 864号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年11月13日から平成20年11月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
31	県道	都城霧 島公園 線	都城市高野 町2935番 1 地先から同 市同町2952 番 3 地先ま で	平成20年11月13日

宮崎県告示第 865号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年11月13日から平成20年11月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
44	県道	宮崎高 鍋線	宮崎市池内 町立野下18 58番 1 地先 から同市同 町立野下18 55番 1 地先 まで	平成20年11月13日

宮崎県告示第 866号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年11月13日から平成20年11月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
44	県道	宮崎高 鍋線	宮崎市池内 町金丸1667 番 9 地先か ら同市同町 立野下1827 番 5 地先ま で	平成20年12月25日

宮崎県告示第 867号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年11月13日から平成20年11月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
352	県道	野首麓 線	宮崎市大字 糸原字前向 2573番地先 から同市同 大字字表馬 場3483番 1 地先まで	平成20年11月13日

宮崎県告示第 868号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年11月13日から平成20年11月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
363	県道	綾宮崎自転車道線	宮崎市大字瓜生野字油出3402番1地先から同市同大字同字3421番2地先まで	平成20年11月26日

宮崎県告示第 869号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年11月13日から平成20年11月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
404	県道	石阿弥陀五丁目市線	小林市大字北西方字黒仁田迫4216番3地先から同市同大字同字4216番3地先まで	平成20年11月13日

宮崎県告示第 870号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、平成18年宮崎県告示第781号による都城広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年11月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 施行者の名称
都城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
都城広域都市計画下水道事業 都城公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和35年5月16日から平成25年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分

平成18年宮崎県告示781号の事業地に、都島町の一部を追加する。

使用の部分
変更無し

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成20年11月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成20年10月21日	特定非営利活動法人三股福祉作業所	月野 健一郎	宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4573番地	この法人は、障がい者や障がい児およびその家族等に対して、自立支援および社会参加の福祉の支援を行うことを通じ、障がい者および障がい児の社会的地位の向上を図り、安心して過ごせる地域の福祉発展に寄与することを目的とする。

地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第3項の規定により軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成20年11月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 名称及び代表者の氏名
都城大協石油販売株式会社
代表取締役 安部昌之
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
宮崎県都城市都島町1241番地3
- 3 指定取消年月日
平成20年10月29日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成20年11月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)西鷹尾ショッピングセンター
都城市鷹尾5丁目4342番地1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社下森建装 代表取締役 下森康玄
都城市神之山町4841番地
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ながやま 代表取締役社長 永山幸弘
都城市乙房町1715番地4
他未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成21年6月22日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
5,219㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地東側(No.1) 187台、
建物敷地西側(No.2) 58台
合計 245台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
A棟南側(No.1) 20台、
A棟西側(No.2) 20台、
B棟南側(No.3) 16台、
C棟南側(No.4) 16台、
D棟西側(No.5) 40台、
E棟南側(No.6) 20台、
F棟南側(No.7) 5台、
G棟東側(No.8) 24台
合計 161台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
A棟北側(A) 89.60㎡、
B棟北側(B) 40.60㎡、
C棟北側(C) 42.35㎡、
D棟北側(D) 44.45㎡、
E棟東側(E) 43.75㎡、
F棟北側(F) 29.70㎡
合計 290.45㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
A棟東側(A) 19.44㎡、
B棟北側(B) 10.80㎡、
C棟北側(C) 10.80㎡、
D棟北側(D) 10.80㎡、
E棟北側(E) 10.80㎡
合計 62.64㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
A棟 開店時刻午前9時30分 閉店時刻午後10時、
B棟 開店時刻午前10時 閉店時刻午後8時、
C棟 開店時刻午前10時 閉店時刻午後8時、
D棟 開店時刻午前10時 閉店時刻午前1時、

- E棟 開店時刻午前10時 閉店時刻午後8時、
F棟 開店時刻午前10時 閉店時刻午後8時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
建物敷地東側駐車場(No.1) 午前9時～午後10時30分、
建物敷地西側駐車場(No.2) 午前9時～午前1時30分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
建物敷地東側駐車場南側 1箇所(出入口No.2)、
建物敷地西側駐車場南西側 1箇所(出入口)、
北西側 1箇所(出入口)
合計 3箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
A棟北側(A) 午前6時～午後10時、
B棟北側(B) 午前8時～午後8時、
C棟北側(C) 午前8時～午後8時、
D棟北側(D) 午前8時～午後8時、
E棟東側(E) 午前8時～午後8時、
F棟北側(F) 午前8時～午後8時
- 8 届出年月日
平成20年10月21日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、
宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城
県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務
事務所総務商工センター
 - (2) 期間
平成20年11月13日から平成21年3月13日まで
- 10 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商業支援課
 - (2) 期間
平成20年11月13日から平成21年3月13日まで
- 11 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、高崎町土地改良区(都城市)の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成20年11月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	森 田 重 信	都城市高崎町東霧島 436番地

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成20年11月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 佐土原高等学校授業支援システム 一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成21年 2 月28日
- (4) 契約期間 平成21年 3 月 1 日から平成26年 2 月28日まで (60 月)
- (5) 納入場所 宮崎市佐土原町下田島 21567番地
宮崎県立佐土原高等学校
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料 1 月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 5 に相当する金額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約 (以下「本件契約」という。) は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 (平成 17 年宮崎県条例第 81 号) 第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、上記 1 の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 平成20年宮崎県告示第 798号に規定する資格を有する者で、業種がサービス (役務の提供) に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理 (システム開発を含む。)、データエントリー及びその他のものであること。
 - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
 - エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
 - オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を平成20年12月 5 日までに提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7235
 - (2) 期間 平成20年11月13日から平成20年12月24日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)
- 5 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当
 - (2) 期間 平成20年11月13日から平成20年12月 5 日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)
 - 6 入札説明会の場所及び日時
 - (1) 場所 宮崎県立佐土原高等学校
 - (2) 日時 平成20年11月19日午後 3 時
 - 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
 - (1) 提出場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当
 - (2) 提出期限 平成20年12月24日午後 5 時
 - (3) 提出方法 持参又は送付 (郵便にあつては書留郵便に限る。) により提出すること。
 - 8 開札の場所及び日時
 - (1) 場所 宮崎県庁 4 号館 7 階 入札室
 - (2) 日時 平成20年12月25日午前11時
 - 9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則 (昭和39年宮崎県規則第 2 号) 第 100条の規定による。
 - 10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。
 - 11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
 - 12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7235
 - 13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨
 - 14 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続きの停止等があり得る。
 - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
 - 15 Summary
 - (1) Nature and quantity of the service required: Class-Support system for Sadowara Senior High School : 1 unit
 - (2) Time limit for tender: 5:00.p.m. 24 December 2008
 - (3) Contact point for the notice: Regional Affairs Department Section Finance and Welfare Division Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan. TEL: 0985-26-7235

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。
平成20年11月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 随意契約に係る調達件名
宮崎県庁本館 (附属棟を含む。) 及び 1 号館で使用する電気
- 2 契約に関する事務を担当する部局等

<p>宮崎県総務部総務課 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号</p> <p>3 随意契約の相手方を決定した日 平成20年 9 月19日</p> <p>4 随意契約の相手方の氏名及び住所 九州電力株式会社 福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番82号</p> <p>5 随意契約に係る契約金額</p>	<p>40,911,316円</p> <p>6 随意契約による理由 地方自治法施行令第 167条の 2 第 1 項第 8 号に該当</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 正 誤 </div> <p>平成20年 7 月14日付け県公報(第1998号) 中</p>
---	---

ページ	段	行	誤	正
3	左	19	<p>ア 次の森林については、主伐は択伐による。</p> <p>字猿喰ノ三1800- 2、字湯ノ谷ノ-1884・字湯ノ谷ノ二1898- 1・1898- 4・1898-14・1898-38・1898-39・1904- 7・字梅ヶ迫ノ-1906- 1・1906- 5から1906- 7まで・1906-12・字梅ヶ迫ノ二1923- 1・字イラガ谷 807- 1・807- 2・809- 2・816-ロ・817-ロ・819・813+ 818・字一番ヶ迫 401- 1・401- 2・401- 4・402・字永溝 447・448- 1から 448- 3まで・450- 2・463- 1・字屋敷の内 730・731- 1・731- 2・732・736- 1・736- 2・738- 1・738- 2・738-ロ- 4・字粥餅田 387- 2・394- 1・394- 2・395・字宮東 744・747・748- 2・748- 4・748- 5・字郷の原 434- 1・434- 2・字蔵福田 826- 1から 826- 3まで・831・835・字中大鳥 416- 1 (以上56筆について、次の図に示す部分に限る。)、416- 3、416- 6から 416- 8まで・427- 1から 427- 3まで・字湯ノ谷 845から 851まで・853- 1・853- 5から 853- 8まで・853-乙・856・858・字尾越 793- 1・794・800・805・806- 1から 806- 3まで・字米次田1343- 1・1343- 2・1344- 1・1344- 2・字妙木 898- 1・898-30・898-31・898-34 898-35 (以上37筆について、次の図に示す部分に限る。)、898-36から 898-40まで、898-41・898-43・898-50・898-52 (以上 4 筆について、次の図に示す部分に限る。)、902- 5、902-11、947- 1・947- 4・字イラケ迫 774・777・779・780- 3・793- 1・793- 7・793-10・793-12・797・798- 2・802- 3・字ダラケ迫 752・752- 3・755 (以上16筆について、次の図に示す部分に限る。)、755- 2、757・758・761- 1・761- 2・769- 1から 769- 3まで・769- 7 (以上 8 筆について、次の図に示す部分に限る。)、769-11から 769-16まで、772- 1・字宇都口 899- 1・899- 3から 899-20まで・899-25・899-26・899-28から 899-35まで・899-38から 899-40まで・899-43 (以上34筆について、次の図に示す部分に限る。)、899-44、905・906- 1から 906- 3まで・907・908・909- 3・910・914・921- 1から 921-10まで・921-14・字下河602・字古城 549・559・560・572・577- 1・字溝田 733- 1 (以上27筆について、次の図に示す部分に限る。)、733- 2、733- 3から 733-17まで (以上15筆について、次の図に示す部分に限る。)、737- 2、737- 3、737- 4・742- 1から 742- 4まで・743- 2・746- 2・字坂下516・520- 1・字正ヶ迫 859- 1から 859- 3まで (以上 12 筆について、次の図に示す部分に限る。)、859- 5、860、862、865、866 (次の図に示す部分に限る。)、867- 2、867- 3 (次の図に示す部分に限る。)、867- 4、871- 2、字切通 947- 2・947- 5 (以上 2 筆について、次の図に示す部分に限る。)、949、950- 2・951・955- 1・955- 2・962・962- 2・962- 3・965・966・970- 1・970- 2・971- 3・974・975・976- 1・976- 3・976- 4・976-10・976-11・976-14・976- 17から 976-20まで・976-22・976-23・字大丸 707- 1</p>	<p>ア 主伐は択伐による。</p>

から 707-3 まで（以上29筆について、次の図に示す部分に限る。）、707-4、707-5・707-6・711・711-2（以上4筆について、次の図に示す部分に限る。）、727-1、727-2、727-8・字頭無 923・924・929から 931 まで・932-1・932-5から 932-11まで・934・936・937-4・字堂ヶ迫 434-1・434-2・434-4・437（以上21筆について、次の図に示す部分に限る。）、446、447-1、447-2、451・458-2から 458-4 まで（以上4筆について、次の図に示す部分に限る。）、458-5、458-6・458-7・458-9・459-1・459-5・459-6・459-14から 459-16まで・467-1から 467-5 まで（以上14筆について、次の図に示す部分に限る。）、467-6、467-7、467-9・字肥 693-1・字仏生田 815-1・815-2・816・816-2・832・834・837・843から 849まで・854-2・855から 857まで・858-1から 858-4 まで・858-6から 858-8 まで・字幣田 417・418・423・424-1・字黒山口 184から 189まで・198・199（以上39筆について、次の図に示す部分に限る。）